

浄化槽清掃手数料の改定についてのお知らせ

浄化槽設置者の皆様へ

平素は、浄化槽を適正に管理いただき、公共用水域の水質保全に寄与いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日より、浄化槽手数料を下表のとおり改定させていただきます。

この度の改定は、消費税率の改定にあわせて「外税方式」に見直すものですが、その際、現在の手数料が設定された経緯も踏まえて、手数料の額の見直しを行っております。

引き続き、浄化槽の適正管理について、皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

平成26年3月31日

丹波市生活環境部環境整備課

浄化槽手数料のうち、清掃関係を抜粋

変更前				変更後			
区分	50人槽以下 浄化槽	51人槽以上 浄化槽	みなし浄化槽	区分	50人槽以下 浄化槽	51人槽以上 浄化槽	みなし浄化槽
2 清掃料	清掃1回につき 基本料（1㎡以下） 10,820円 1㎡を超え0.5㎡を増すごとに 3,350円加算 0.5㎡に満たない端数は0.5㎡とみなす。	清掃1回につき 基本料（0.5㎡以下）6,180円 0.1㎡を増すごとに1,030円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	清掃1回につき 基本料（1㎡以下）15,450円 ただし、全ばっ気槽は10,820円 1㎡を超え0.5㎡を増すごとに 4,900円加算 0.5㎡に満たない端数は0.5㎡とみなす。	2 清掃料	清掃1回につき 基本料（1㎡以下）10,500円 1㎡を超え0.5㎡を増すごとに 3,250円加算 0.5㎡に満たない端数は0.5㎡とみなす。	清掃1回につき 基本料（0.5㎡以下）6,000円 0.1㎡を増すごとに1,000円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	清掃1回につき 基本料（1㎡以下）15,000円 ただし、全ばっ気槽は10,500円 1㎡を超え0.5㎡を増すごとに 4,750円加算 0.5㎡に満たない端数は0.5㎡とみなす。
3 汚泥引抜料	基本料（0.1㎡以下）875円 0.1㎡を増すごとに875円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	基本料（1㎡以下）10,300円 0.1㎡を増すごとに1,030円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	基本料（0.1㎡以下）875円 0.1㎡を増すごとに875円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	3 汚泥引抜料	基本料（0.1㎡以下）850円 0.1㎡を増すごとに850円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	基本料（1㎡以下）10,000円 0.1㎡を増すごとに1,000円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	基本料（0.1㎡以下）850円 0.1㎡を増すごとに850円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。
4 汚泥調整料		基本料（1㎡以下）9,270円 0.1㎡を増すごとに927円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。		4 汚泥調整料		基本料（1㎡以下）9,000円 0.1㎡を増すごとに900円加算 0.1㎡に満たない端数は0.1㎡とみなす。	
5 浄化槽作業料等	普通作業 1人1時間につき 3,090円 酸欠作業 1人1時間につき 6,180円（酸欠測定作業を含む。） 時間外作業は3.5割増し、深夜作業は6割増しとする。 車輛関係費 1台1時間につき 3,090円 し渣処分費 1回につき 3,090円 部品、消毒薬剤は実費加算とする。 *保守点検に著しく労力、時間を要する施設並びに年間の点検回数が4回の施設については、上記保守点検料の額の2割を限度に料金を加算する。			5 浄化槽作業料等	普通作業 1人1時間につき 3,000円 酸欠作業 1人1時間につき 6,000円（酸欠測定作業を含む。） 時間外作業は3.5割増し、深夜作業は6割増しとする。 車輛関係費 1台1時間につき 3,000円 し渣処分費 1回につき 3,000円 部品、消毒薬剤は実費加算とする。 *保守点検に著しく労力、時間を要する施設並びに年間の点検回数が4回の施設については、上記保守点検料の額の2割を限度に料金を加算する。		
※上記手数料は、消費税を含む。				※上記手数料は、消費税を含まない。			

本件に関するお問い合わせ
丹波市生活環境部環境課
0795-82-1290（環境課直通）